

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和 7 年 1 2 月 2 0 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、都立学校における複数の生徒指導に関する事務執行は不当な事務処理であるとして、事務執行における判断主体及び意思決定経路の特定等を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られている。）があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

請求人は、東京都教育委員会及び都立学校管理職が行った生徒指導事案に関する一連の事務執行について、判断主体が特定されないまま事案処理がなされていること等を挙げた上で、組織としての内部統制不全・事務執行の著しい不当性を問題としており、是正されない場合、都に訴訟対応費用等を生じさせるおそれが高いなどと主張している。しかし、この主張にある東京都教育委員会及び都立学校管理職が行った事務執行は、上記①から⑥までのいずれにも該当しないため、都の財務会計上の行為を対象とした請求

であるとはいえない。したがって、本件請求は、住民監査請求の対象にはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。